

第3業務対象年間（平成28年度～平成30年度）



肉用牛肥育経営安定特別対策事業 (牛マルキン事業)

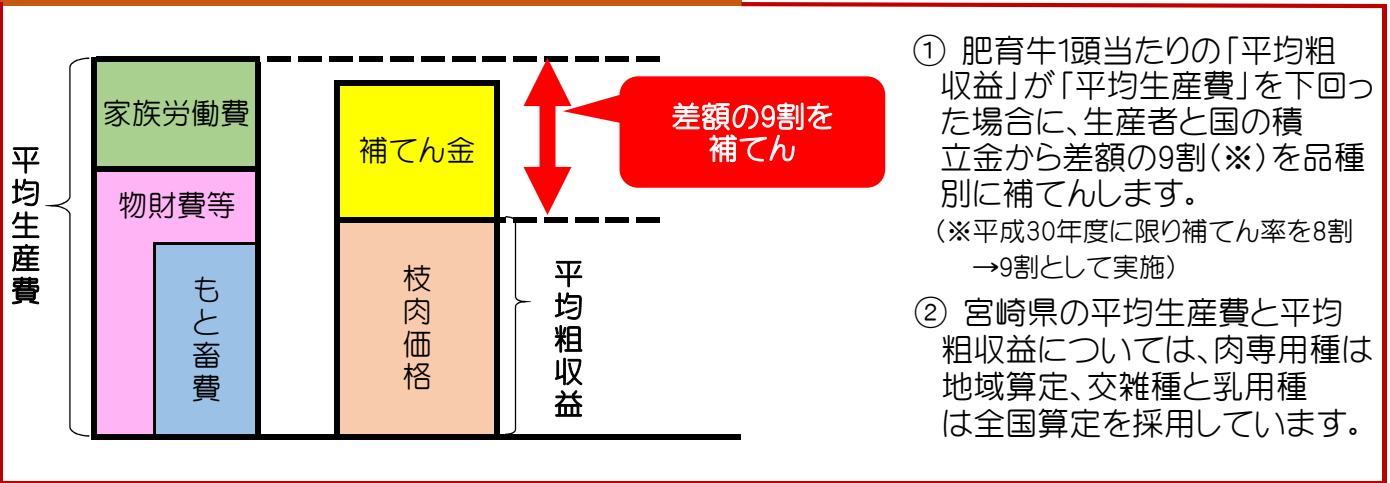


平成30年度 生産者積立金単価(宮崎県)

品種	肥育牛1頭 当たりの積立額	積立金内訳			
		機構(3/4)	生産者(1/4)	(生産者負担)	(県助成)
肉専用種	40,000円	30,000円	10,000円	(8,900円)	(1,100円)
交雑種	52,000円	39,000円	13,000円	(12,600円)	(400円)
乳用種	44,000円	33,000円	11,000円	(10,400円)	(600円)

肉専用種:満25ヶ月齢、交雑種:満22ヶ月齢、乳用種:満18ヶ月齢の月末までに、協会からの積立金請求書に基づき納入すること。

1.補てん金の発動の仕組みについて



2.登録申込について

- 登録申込は生後6ヶ月から14ヶ月に達する日までに行うこと
- 登録申込者の牛である証拠書類があること(購入伝票等)
- 肥育牛は全頭加入すること
- トシサ転入報告がなされていること

3.補てん金の交付について

- 宮崎県内で概ね10ヶ月以上連続した期間、肥育されていること
- 販売があった翌月末までに委託先等へ届出が完了していること
- 販売の証拠書類があること(販売伝票等)
- 個体登録日を迎えていること(生後17ヶ月齢)
- 生産者積立金が納付されていること
- トシサ転出報告がなされていること

注意事項

- 繁殖雌牛、種雄牛、搾乳牛、妊娠牛(種付け含む)は事業対象となりません。
- 全廃棄牛(枝肉0円)、現金での売買は補てん対象となりません。
- 繁殖供用牛の販売報告を行った場合は契約解除となり、無事戻しも受けられなくなります。

詳しくは、(県内各農協、県配合飼料価格安定基金協会)または、宮崎県畜産協会までお問い合わせください。

宮崎畜産ひろば

検索

一情報
発信中

